



# 栃木県公報

令和6(2024)年  
1月19日(金)  
第472号

## 目次

### 告示

○生活保護法による指定施術機関の指定	55
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	55
○介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定	56
○介護保険法による指定居宅サービスの事業の廃止	56
○介護保険法による指定介護予防サービスの事業の廃止	57
○予定保安林	57
○解除予定保安林	58
○県営土地改良事業計画変更の決定	58
○河川区域及び河川保全区域の変更	58
○建築基準法による道路の位置指定	58
○建築基準法による道路の位置指定の変更	59

### 公告

○開発行為の工事完了	59
------------	----

## 告示

### 栃木県告示第50号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第1項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和6(2024)年1月19日

栃木県知事 福田 富一

指 定 年 月 日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
令 和 5 (2023) 年 11月22日	岸根 真樹	-	岸根 真樹	塩谷郡高根沢町中阿久津 1542-7
令 和 5 (2023) 年 12月14日	渡邊 義昭	-	ライブリー整骨院	下都賀郡野木町丸林670-11 野木ビバリーヒルズA

(保健福祉課)

### 栃木県告示第51号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

令和6(2024)年1月19日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所 番号	事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
0970302386	一般社団法人栃木市地域包括ケア推進ネットワークあったかネットワーク とちぎ 代表理事 佐々木 剛	訪問介護ステーション 安心ネットワークとちぎ	栃木市城内町二丁目17番23号	令和6 (2024)年 1月1日	訪問介護
0960990083	医療法人 徳真会 理事長 横田 徳継	医療法人徳真会 真岡病院訪問看護ステーション	真岡市荒町三丁目45番地16	令和6 (2024)年 1月1日	訪問看護

## 栃木県告示第52号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

令和6(2024)年1月19日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所 番号	事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
0960990083	医療法人 徳真会 理事長 横田 徳継	医療法人徳真会 真岡病院訪問看護ステーション	真岡市荒町三丁目45番地16	令和6 (2024)年 1月1日	介護予防訪問看護

## 栃木県告示第53号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により指定居宅サービス事業者から指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

令和6(2024)年1月19日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所 番号	事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
0971001458	医療法人社団 萌彰会 理事長 八竹 健司	訪問看護ステーションおりのぶ	那須塩原市野間神沼453-14	令和5 (2023)年 10月31日	訪問看護
0970501441	株式会社パワーライフ サポート 代表取締役 渡邊 和裕	デイサービス るりの里	鹿沼市麻苧町1559番地1	令和5 (2023)年 10月31日	通所介護
0971000302	社会福祉法人邦友会 理事長	おおたわらマロニエ デイサービス	大田原市北金丸2600番地8	令和5 (2023)年	通所介護

	高木 邦格			10月31日	
0971300322	株式会社やまぶき荘 代表取締役 大島 栄子	やまぶき荘	那須塩原市塩野崎 347番地17	令和5 (2023)年 11月30日	通所介護
0971301767	株式会社やまぶき荘 代表取締役 大島 栄子	デイサービス湯の里	那須塩原市埼玉6 番1378	令和5 (2023)年 11月30日	通所介護
0970801031	医療法人社団星野会 理事長 星野 裕	老人デイサービスセ ンターみやうち	小山市粟宮一丁目 8番16号	令和5 (2023)年 12月31日	通所介護

## 栃木県告示第54号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により指定介護予防サービス事業者から指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

令和6（2024）年1月19日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所 番号	事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
0971001458	医療法人社団 萌彰会 理事長 八竹 健司	訪問看護ステーション おりーぶ	那須塩原市野間神 沼453-14	令和5 (2023)年 10月31日	介護予防訪 問看護

(高齢対策課)

## 栃木県告示第55号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6（2024）年1月19日

栃木県知事 福田 富一

- 保安林予定森林の所在場所  
栃木市柏倉町字弥平ケ入1548（次の図に示す部分に限る。）、1551、1552、1553-1
  - 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 指定施業要件
    - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字弥平ケ入1548（次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び栃木市役所に備え置いて

縦覧に供する。)

#### 栃木県告示第56号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6（2024）年1月19日

栃木県知事 福田 富一

- 解除予定保安林の所在場所  
佐野市作原町字ナキノ沢1827-1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
鉱業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び佐野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林整備課）

#### 栃木県告示第57号

次の事業の土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

令和6（2024）年1月19日

栃木県知事 福田 富一

事業名	縦覧期間	審査請求期限	所轄農業振興事務所
県営海道地区土地改良（区画整理）事業	令和6（2024）年1月22日から同年2月19日まで	令和6（2024）年3月5日	河内農業振興事務所

（農地整備課）

#### 栃木県告示第58号

利根川水系に係る指定区間内の一級河川五行川について、昭和45年10月1日付け栃木県告示第636号及び第637号を次のように改める。

関係図面のうち、五行川平面図第26号図を次のように改める。

その関係図面は、栃木県土整備部河川課及び真岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。（図面省略）

令和6（2024）年1月19日

栃木県知事 福田 富一

（河川課）

#### 栃木県告示第59号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により次のとおり道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

令和6（2024）年1月19日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類	道路の位置	道路の延長及び幅員	指 定 年 月 日	所 管 の 土木事務所
法第42条第1項第5号の規定による道路	栃木県さくら市馬場字西ノ前139-1、139-4、145-1の各一部	延長 57.23m 幅員 6.00m	令 和 5 (2023) 年 11月21日	大 田 原 土木事務所
	栃木県下都賀郡壬生町大字安塚字宿内1989-22の一部	延長 34.97m 幅員 4.00m	令 和 5 (2023) 年 12月22日	栃 木 土木事務所

## 栃木県告示第60号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定（昭和47（1972）年9月29日第4535号）を次のとおり変更したので、公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

令和6（2024）年1月19日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類	道路の位置	道路の延長及び幅員	変 更 年 月 日	所 管 の 土木事務所
法第42条第1項第5号の規定による道路	栃木県下野市石橋字東浦269-1の一部、字宿並東側269-4、269-18、269-23の各一部、269-2、269-14、269-22	延長 88.50m 幅員 4.00m	令 和 5 (2023) 年 10月25日	栃 木 土木事務所

(建築課)

## 公 告

## ○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6（2024）年1月19日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
河内郡上三川町大字多功字西浦1928番1の一部 (開発行為に関する工事) 河内郡上三川町大字多功字西浦1928番8地先	河内郡上三川町大字多功1928番地1 河内郡上三川町大字多功1928番地1	有限会社東昭こすも 前 原 宏 行

(都市計画課)